

栗東市の指名競争入札等参加資格審査に申請（登録）された内容に変更がある場合は、次により指名競争入札等参加資格審査申請内容変更申請書[様式1号]及び各必要（添付）書類を栗東市総務部財政課契約検査室に提出（郵送・持参）してください。

【建設工事、測量・建設コンサルタントの変更について】

滋賀県が運営する滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムからの変更申請が必要です。

◇申請が必要な変更事項及び提出書類、申請方法等の詳細は滋賀県市町入札参加資格申請ポータルサイトをご確認ください。

上記の変更手続きを行った場合、栗東市に提出していただく書類はありません。

※経営事項審査結果通知書、建設業許可の更新についても書類の提出は不要です。

◇ただし、合併、もしくは統合された場合等、事業承継に伴う変更の場合は、別途「競争入札等参加資格継承申請書」及び添付書類を財政課契約検査室へ提出してください。

◇委任先の変更を年度途中でされた場合、栗東市では新年度からの適用とさせていただきます。

【物品・役務、建築物管理業務の変更について】

栗東市への変更届の提出が必要です。

◇申請者の商号または氏名を変更する場合

〈添付書類〉①現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し

◇申請者（委任者及び受任者も含む）所在地、電話番号、郵便番号、代表者名（役職名を含む）を変更する場合 ※変更内容によって必要な書類を添付してください。

〈添付書類〉①変更申請日より遡って3ヶ月以内に発行された現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）[写しも可]（委任先の代表者及び所在地等の変更の場合は不要）

②委任状[様式3号]

◇実印及び使用印鑑、申請印（委任者及び受任者も含む）を変更する場合

〈添付書類〉①使用印鑑届（実印及び使用印鑑を変更する場合）[様式2号]

②委任状（委任状に押印された印を変更する場合）[様式3号]

③変更申請日より遡って3ヶ月以内に発行された印鑑証明書[写しも可]

※変更内容によって必要な書類を添付してください。

◇委任先を変更する場合（下記【変更できない場合】を参照ください）

〈添付書類〉①委任状[様式3号]

◇登録を解除する場合

◇登録業種を取り下げられる場合

◇各許可書、証明書（資格者も含む）の内容が変更及び更新された場合

〈添付書類〉①最新の許可書、証明書（資格者も含む）の写し

【変更できない場合】

次の内容については、年度途中での変更はできませんので、定期申請時に新たに申請（中間年は再提出）してください。

◇一度登録した業種内容の変更（取り下げは除く）及び追加登録。

◇受任先の変更で次のいずれかにあたるもの。

・市外の支店・営業所等から市内の支店・営業所等に変更するもの。

・現在の支店・営業所等が営業を続けているまま他の支店・営業所等に変更するもの。ただし、合併・統合などにより、「競争入札等参加資格継承申請書」を提出した場合はこれによらない。

※受任先を廃止等された場合は、本社・本店（委任者）での登録に変更してください。

上記の内容及びそれ以外の変更に関することにつきましては、栗東市総務部財政課契約検査室（電話：077-551-0308）までご連絡ください。